

港区公衆浴場法施行細則新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4  条例第三条第一項第十号ニただし書の規定による浴槽水の消毒は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。</p> <p>一 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。</p> <p>二 モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が一リットルにつき三ミリグラム以上になるように保つこと。</p> <p>5  (略)</p> <p>(調節槽を使用するときの措置)</p> <p>第十二条 条例第三条第一項第十号の二の規定による調節槽内部の清掃は一年に一回以上行い、消毒は一週間に一回以上行うものとする。</p> <p>(基準の特例の承認申請)</p>	<p>(前略)</p> <p>(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4  (略)</p> <p>(基準の特例の承認申請)</p>

第十三条 (略)

(中略)

第一号様式～第十一号様式 (略)

第十二号様式 (別紙のとおり)

第十三号様式 (別紙のとおり)

第十四号様式 (別紙のとおり)

付則

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の港区公衆浴場法施行細則第十二号様式から第十四号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第十二条 (略)

(中略)

第一号様式～第十一号様式 (略)

第十二号様式 (別紙のとおり)

第十三号様式 (別紙のとおり)

第十四号様式 (別紙のとおり)